**令和７年度社会福祉法人西ノ島町社会福祉協議会事業計画**

＝基本理念＝

**ささえあいの輪でつくる、わがとこ西ノ島**

　＝基本目標＝

1. **西ノ島町地域連携ネットワークの充実**
2. **地域で支え合い、人に寄り添うまちづくり**
3. **生きづらさをなくし、穏やかに暮らせるまちづくり**
4. **健やかに、明るく暮らせるまちづくり**

**Ⅰ．事業方針**

**西ノ島町においては、人口減少、高齢化の進展、施設の老朽化、マンパワー不足といった課題に直面し、将来を見据えた介護福祉サービスの在り方について、令和6年12月に「西ノ島町総合福祉施設体制整備基本構想」を策定した。令和7年度から基本構想を踏まえ、介護機能（人員配置・定員・サービス）等について基本的な方針を示す基本計画を策定し、その後、設計を実施する予定である。当社協も引き続き策定委員やワーキングチームの一員として、行政や関係機関と連携し計画策定に取り組む。**

**「西ノ島町地域福祉総合計画」（地域福祉活動計画を含む）を令和7年3月に策定した。西ノ島町に住む全ての人たちが相互支援の担い手となる「ささえあいの輪」を機能させることで、誰もが安心して快適に暮らすことのできる地域共生社会をつくることを基本理念とし、地域住民や関係機関と連携し在宅福祉や地域福祉を計画的に推進する。**

**利用者の減少により、令和7年3月末で指定訪問介護事業を廃止し、令和7年4月から基準該当訪問介護事業に移行し、本郷小規模多機能型居宅介護事業所と一体的に運営する。在宅生活の支援、相談支援の拠点として地域に密着した、きめ細かなサービスの提供に努める。**

**福祉職員の確保は今後の重要課題である。職場環境の改善や処遇改善を行い、SNS等を活用し事業所の魅力を発信し、人材の確保に努める。また、職員の資質向上やキャリアアップのための研修費の助成を行い、定着に向けて継続した支援を行う。**

**Ⅱ．重点目標**

**１．地域福祉**

**（1）西ノ島町や社会福祉法人連絡会等関係機関と連携し、学校や地域で福祉について学ぶ機会を設け「わが町の福祉」について住民自らが関心をもち、福祉活動に取り組むことができるように支援する。**

**（2）「地域応援隊」の活動を通して住民相互の助け合いにより、生活課題の解決に向けて取り組む。**

**（3）積極的に地区に出かけ、住民の声を聴く機会を増やし地域の活動を支援する。**

**（4）民生児童委員協議会と協力し地域での課題・問題の早期発見に努め、各関係機関と連携し課題解決を図る。**

**（5）福祉や社協の事業に関心をもってもらえるよう、ホームページ、西ノ島チャンネル、広報誌、SNS等を活用し、地域で実践されている福祉活動や事業のPRに努める。**

**２．在宅福祉**

**〇訪問介護事業**

**（1）安心して自宅で過ごせるように、医療機関やケアマネジャー他関係機関と情報を共有し、本郷小規模多機能型居宅介護事業所と一体的にサービス提供を行う。**

**（2）日々の関り中で、身体や精神の状況を観察し、細かな変化に気づけるよう職員間で情報を共有し、一人ひとりに寄り添ったサービスを提供する。**

**（3）職場内研修やヘルパー間の勉強会を定期的に行うことで、介護技術やマナーの向上に努める。**

**（4）ICTを導入し記録時間の短縮や、情報共有ツールとして活用する。**

**〇居宅介護支援事業**

**（1）利用者・家族の気持ちや想いに寄り添い、住み慣れた自宅や地域で、その人らしい自立した生活を送るために、地域包括支援センター・医療機関・福祉事業所・地域の方々と連携し適切なケアマネジメントを行う。**

**（2）介護保険制度や関連する制度について理解を深め、総合的な相談に応じることができるよう専門性を高める努力をする。**

**（3）居宅サービス計画書について、研修で学んだことを活かしながら、「利用者主体」「利用者の自立支援」を意識して作成し、利用者・家族とともに専門職と協働して課題解決に向けて取り組む。**

**〇小規模多機能型居宅介護事業**

**（1）一人ひとりの暮らしに合ったサービスを提供する。**

**（2）地域との関わりを大切にし、地域の方が足を運びやすい事業所づくりに努める。**

**（3）それぞれが役割を持ち、楽しみや生きがいを感じる居場所づくりを心がける。**

**（4）医療機関や他事業所と連携し、自宅で安心して生活できるよう切れ目のない支援を行う。**

**（5）本郷の理念や基本方針を職員一人ひとりが理解し、その実現のためにスキルアップやマナー向上に努める。**

**Ⅲ．事業実施計画**

**１．法人運営・総務**

|  |
| --- |
| **１．会務の運営** |
| **社会福祉法人として適切な運営を図るため次の会議を開催する。**  **（1）理事会：年4回　（2）評議員会：年3回　（3）監査会：年1回**  **（4）内部経理監査：年2回　（5）評議員選任解任委員会：随時**  **その他**  **（1）役員研修会：年2回　（2）監事研修会：年1回　（3）福祉サービス苦情処理研修会：年1回　（4）職員会：月1回　（5）業務改善会議：月1回　（6）町長・担当課長・担当者との協議：随時** |
| **２．職員の育成** |
| **各種研修への参加を積極的に行い職員の資質・能力の向上とキャリアアップ支援を行う。**  **（1）「西ノ島町福祉介護人材確保・定着促進事業費補助金」の活用**  **（2）「資格取得支援制度」による研修費・旅費の支援** |
| **３．美田コミュニティセンターの運営管理（町受託事業）** |
| **福祉の交流拠点とし地域住民が気軽に利用できるよう快適な環境づくり及び利用の促進を目指す。また、公の施設としての性格を十分認識し、最良の状態を維持し利用者の安全確保に努める。** |
| **４．表彰・各種推薦関係** |
| **（1）全社協、県社協関係表彰の推薦**  **（2）各種地域活動表彰の推薦** |
| **５．事業評価** |
| **事業を効果的に推進するとともに、進捗状況を把握するため事業評価を行う。** |
| **６．人材確保対策** |
| **職場環境の改善、処遇改善を行い、福祉人材の定着に向け取り組む。**  **（1）社協HP・SNS、ハローワーク、西ノ島町HP求人サイト等による職員の募集**  **（2）西ノ島町特定地域づくり事業協同組合からの派遣、地域おこし協力隊・大人の島留学生の受入等** |

**2．地域福祉**

|  |
| --- |
| **１．ふれあいセンター事業** |
| **地域住民や関係機関と連携・協力し、住民参加による事業の推進に努める。**  **（1）運営委員会の開催**  **（2）地域応援隊の活動に関する啓発・普及、活動の斡旋・相談・支援の充実**  **（3）各種団体のネットワーク化、ふれあいセンターへの登録の促進**  **（4）ふれあいまつりの開催（11月）** |
| **２．生活支援体制整備事業（町受託事業）** |
| **生活支援コーディネーターを配置し、地域包括ケアシステムにおける生活支援サービスの充実や、介護予防事業に取り組む。**  **（1）住民同士の支え合い活動や集いの場の支援**  **（2）要支援者等のニーズと地域資源のマッチング**  **（3）関係機関との連携・協働** |
| **３．共同募金配分金事業** |
| **共同募金配分金を活用し、地域住民の主体的な活動を支援する。**  **（1）みんなで支え合うまちづくり推進事業（55,000円×7地区）**  **（2）ボランティア活動支援事業（55,000円×7団体）**  **（3）みんなの食堂開催事業（110,000円）**  **（4）ふれあいまつり開催事業（100,000円）**  **（5）歳末おそば配食事業（65,560円）**  **（6）福祉教育推進事業（40,000円×2校）** |
| **４．子育て支援事業（共同募金配分金）** |
| **（1）子育てサロンの開催（毎週木曜日）：民生児童委員協議会、子育て支援センター他関係機関の協力を得て実施する。（利用料：1世帯100円）**  **（2）赤ちゃん訪問事業：新生児に図書カードを贈呈し、子育てサロンへの参加を促す。** |
| **５．広報事業** |
| **（1）広報「社協だより」の発行（年4回）**  **（2）ホームページの運営**  **（3）SNSを活用した情報発信**  **（4）県内社協ウェブサイト「しまねの社協がそこにある！（しまそこ）」による情報発信** |

**3．在宅福祉**

|  |
| --- |
| **１．居宅介護支援事業** |
| **利用者・家族の気持ちや想いに寄り添い、住み慣れた自宅や地域で、その人らしい自立した生活を送るために、地域包括支援センター・医療機関・福祉事業所・地域の方々と連携し適切なケアマネジメントを行う。（要介護1～5）** |
| **２．訪問介護事業** |
| **安心して自宅で過ごせるように、医療機関やケアマネジャー他関係機関と情報を共有し必要なサービスを提供する。また、適正な介護計画のもとに利用者の自立した生活を支援する。**  **（1）基準該当訪問介護：要介護1～5**  **（2）第１号訪問事業：要支援１・２、事業対象者**  **（3）居宅介護事業：障害者総合支援法に基づく対象者**  **（4）産前・産後家事支援ヘルパー派遣事業（町受託事業：利用料1時間250円）**  **（5）ヘルパーほっとサービス事業（自主財源：利用料１時間1,200円）** |
| **３．小規模多機能型居宅介護事業** |
| **住み慣れた地域での生活を維持することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を積極的に行う。訪問介護事業との連携を図り、一体的なサービス提供を行う。**  **（1）通い、訪問、泊りサービスの提供**  **（2）運営推進会議の開催（6回/年）**  **（3）サロン本郷の開催（月1回：利用料100円）** |
| **４．配食見守りサービス事業（町受託事業）** |
| **（1）栄養改善や安否確認等が必要な高齢者や障がい者に、週5回（月～金）夕食用のお弁当を配食する。（利用料：1食650円）**  **（2）配食ボランティアの集い、食中毒予防講習会の開催** |
| **５．認知症総合支援事業（町受託事業）** |
| **（1）認知症地域支援推進員として、認知症の人やその家族に早期に関わり相談支援を行う。**  **（2）認知症初期集中支援チーム員として、チーム会議に出席し情報を共有する。**  **（3）認知症カフェ・介護者の集い・認知症サポーター養成講座を開催する。** |
| **６．福祉運送（移動支援）事業（町受託事業）** |
| **車イスを利用しないと移動できない人に対して、福祉車両を利用し病院の送迎・隠岐汽船の乗降のための送迎を行う。（利用料無料）** |
| **７．福祉用具貸し出し事業** |
| **高齢や障がい等により、日常生活に支障のある人に必要な福祉用具を貸し出し、在宅生活を支援する。（有料**） |
| **８．関係機関との連携** |
| **（1）社会福祉法人連絡会の開催（11回/年）**  **（2）地域交流サロン事業（日向喫茶：11回/年）**  **（3）地域ケア会議（月1回）、サービス調整会議（月2回）、デイサービス・ショートステイ事業所との連絡会（月１回）、和光苑入所判定会（月１回）、サービス担当者会議（随時）** |

**４．相談支援**

|  |
| --- |
| **１．生活福祉資金貸付事業（資金貸付主体：県社協）** |
| **（1）低所得者・障がい者・高齢者・失業者等からの相談に応じ、自立支援に向けて必要な資金貸し付けを行う。**  **（2）生活困窮者に対し貸付金等の相談を行い、行政と連携し自立した生活を送ることができるよう支援する。** |
| **２．新型コロナウイルス特例貸付債権管理等業務（県社協受託事業）** |
| **県社協や自立相談支援機関（西ノ島町）と連携を図り、償還免除を行った借受人や償還が難しい借受人などへのフォローアップ支援を行う。** |
| **３．日常生活自立支援事業（県社協受託事業）：利用料1時間1,400円** |
| **判断能力の不十分な方を対象とし、日常の金銭管理・各種福祉サービスの利用援助・重要書類の預かりサービス等を行い、利用者が安心して日常生活を送れるよう支援する。** |
| **４．総合相談事業** |
| **日常生活全般の相談に応じ、関係機関との連携により課題解決までの支援を行う。** |
| **５．おき後見ネットワークへの参加** |
| **定例会への参加を通して、情報の共有と困難事例への対応について相談・協議を行う。** |

**５．その他**

|  |
| --- |
| **１．民生委員児童委員協議会の事務局業務** |
| **民生委員児童委員協議会の業務を実施する。**  **定例会5回/年、学校・保育所・施設訪問、各種研修会、歳末おそば配食事業、子育てサロン事業、赤ちゃん訪問事業、登校時見守り活動** |
| **２．西ノ島町共同募金委員会の事務局業務** |
| **西ノ島町共同募金委員会の業務を実施する。**  **共同募金活動、広報啓発活動、義援金の受付**  **運営委員会4回、審査委員会2回、監査会1回、募金ボランティア連絡会1回** |
| **３．西ノ島町高齢者クラブの事務局業務** |
| **西ノ島町高齢者クラブの業務を実施する。**  **（1）役員会4回/年**  **（2）研修会の開催1回**  **（3）男の料理教室の開催1回、その他事業支援** |